

## 岐阜県地域防災計画（原子力災害対策計画）新旧対照表

## 第 1 章 総 則

新	旧	修正理由
<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 節から第 3 節まで 略</p> <p>第 4 節 計画の策定又は修正に際し遵守すべき指針 この計画の修正に際しては、国が定める「原子力災害対策指針」（平成 24 年 10 月 31 日策定。<a href="#">令和 2 年 10 月 28 日</a>最終改正。以下「指針」という。）を遵守するものとする。</p> <p>第 5 節 略</p> <p>第 6 節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 1 から 2 まで 略</p> <p>3 指定地方行政機関 (1) から (5) まで略 (6) <a href="#">気象庁（岐阜地方気象台）</a> ・気象情報の把握、解析及び伝達（緊急時モニタリングへの支援）</p> <p>4 から 7 まで 略</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 節から第 3 節まで 略</p> <p>第 4 節 計画の策定又は修正に際し遵守すべき指針 この計画の修正に際しては、国が定める「原子力災害対策指針」（平成 24 年 10 月 31 日策定。<a href="#">平成 30 年 10 月 1 日</a>最終改正。以下「指針」という。）を遵守するものとする。</p> <p>第 5 節 略</p> <p>第 6 節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 1 から 2 まで 略</p> <p>3 指定地方行政機関 (1) から (5) まで略 (6) <a href="#">岐阜地方気象台</a> ・気象情報の把握、解析及び伝達（緊急時モニタリングへの支援）</p> <p>4 から 7 まで 略</p>	<p>・国の原子力災害対策指針の改正に伴う修正</p> <p>・文言の修正</p>

新	旧	修正理由
<p><b>第2章 原子力災害事前対策</b>            本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備、及び原子力災害の事前対策を中心に定める。  <u>なお、本章以降の事項における新型コロナウイルス感染症対策については、別に定める「原子力災害時における新型コロナウイルス感染症対策要領」等に基づき実施することとする。</u></p> <p>第1節から第11節まで 略</p> <p><b>第12節 原子力災害医療活動体制の整備</b></p> <p>1 略</p> <p>2 <b>医療機関等との連携</b>            県は、原子力災害時における医療体制を確保するため、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う「原子力災害拠点病院」を指定するとともに、県等が行う原子力災害対策等を支援する「原子力災害医療協力機関」の登録を進めるなど、あらかじめ医療機関等との連携の強化に努めるものとする。            また、高度な___被ばく医療が必要である者もしくはそのおそれがある者が確認された場合に備え、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターとの連携を図る等、体制整備に努めるものとする。</p> <p>3 略</p> <p>4 <b>安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備</b>            県は、市町村及び医療機関等と連携し、緊急時に住民等が避難等を行う際に安定ヨウ素剤を配布できるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定める。            安定ヨウ素剤の備蓄場所は、シミュレーション結果*を踏まえ、西濃及び岐阜圏域の保健所とする。            * 放射性ヨウ素による内部被ばくの影響が大きいケースでも、IAEAの基準（甲状腺等価線量が週50ミリシーベルト）の半分の値以上となる可能性がある地域は西濃及び岐阜圏域の一部である            県は、市町村と連携し、住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、___服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備するとともに、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関等に対し、副作用の対応等について協力を依頼するなど、安定ヨウ素剤の___服用体制の整備に努めるものとする。</p> <p>第13節から第17節まで 略</p> <p><b>第18節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及啓発</b>            住民等に対する原子力防災に係る知識の普及啓発を図るため、県は、国、市町村及び原子力事業者と協力し、以下に掲げる事項等について、継続的な広報活動を実施する。            防災知識の普及・啓発に際しては、住民等の理解を深めるため、分かりやすい表現を用いた資料の作成や説明に努めるものとする。</p>	<p><b>第2章 原子力災害事前対策</b>            本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備、及び原子力災害の事前対策を中心に定める。  <u>(追加)</u></p> <p>第1節から第11節まで 略</p> <p><b>第12節 原子力災害医療活動体制の整備</b></p> <p>1 略</p> <p>2 <b>医療機関等との連携</b>            県は、原子力災害時における医療体制を確保するため、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う「原子力災害拠点病院」を指定するとともに、県等が行う原子力災害対策等を支援する「原子力災害医療協力機関」の登録を進めるなど、あらかじめ医療機関等との連携の強化に努めるものとする。            また、高度な<b>緊急</b>被ばく医療が必要である者もしくはそのおそれがある者が確認された場合に備え、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターとの連携を図る等、体制整備に努めるものとする。</p> <p>3 略</p> <p>4 <b>安定ヨウ素剤の<b>予防</b>服用体制の整備</b>            県は、市町村及び医療機関等と連携し、緊急時に住民等が避難等を行う際に安定ヨウ素剤を配布できるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定める。            安定ヨウ素剤の備蓄場所は、シミュレーション結果*を踏まえ、西濃及び岐阜圏域の保健所とする。            * 放射性ヨウ素による内部被ばくの影響が大きいケースでも、IAEAの基準（甲状腺等価線量が週50ミリシーベルト）の半分の値以上となる可能性がある地域は西濃及び岐阜圏域の一部である            県は、市町村と連携し、住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、<b>予防</b>服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備するとともに、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関等に対し、副作用の対応等について協力を依頼するなど、安定ヨウ素剤の<b>予防</b>服用体制の整備に努めるものとする。</p> <p>第13節から第17節まで 略</p> <p><b>第18節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及啓発</b>            住民等に対する原子力防災に係る知識の普及啓発を図るため、県は、国、市町村及び原子力事業者と協力し、以下に掲げる事項等について、継続的な広報活動を実施する。            防災知識の普及・啓発に際しては、住民等の理解を深めるため、分かりやすい表現を用いた資料の作成や説明に努めるものとする。</p>	<p>・感染症対策を明記</p> <p>・国の原子力災害対策指針の表現に合わせた修正</p> <p>・国の原子力災害対策指針の表現に合わせた修正</p>



新	旧	修正理由
<p>第3章 緊急事態応急対策 略</p> <p>第1節 通報連絡、情報収集活動 略</p> <p>1 施設敷地緊急事態等発生情報等の通報・連絡 (1) から (2) まで 略 (3) 施設敷地緊急事態に関する通報があった場合 アからウまで 略 エ 原子力防災専門官からの連絡 原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、また、国の原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県に連絡することとされている。 (4) 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態に該当する事象発生の通報を行うべき数値（毎時5 <math>\mu</math>Sv）の検出を発見した場合 ア 略 イ 原子力防災専門官による状況確認の指示 連絡を受けた国の原子力防災専門官は、直ちに現地の原子力運転検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示することとされており、県はその結果について速やかに連絡を受けるものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>第3章 緊急事態応急対策 略</p> <p>第1節 通報連絡、情報収集活動 略</p> <p>1 施設敷地緊急事態等発生情報等の通報・連絡 (1) から (2) まで 略 (3) 施設敷地緊急事態に関する通報があった場合 アからウまで 略 エ 原子力防災専門官からの連絡 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、また、国の原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県に連絡することとされている。 (4) 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態に該当する事象発生の通報を行うべき数値（毎時5 <math>\mu</math>Sv）の検出を発見した場合 ア 略 イ 原子力防災専門官による状況確認の指示 連絡を受けた国の原子力防災専門官は、直ちに現地の原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示することとされており、県はその結果について速やかに連絡を受けるものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>・国の防災基本計画の改正に合わせた修正</p> <p>・国の防災基本計画の改正に合わせた修正</p>

第2節 活動体制の確立

略

1 県の活動体制

(1) 各体制の設置基準、配備体制

県は、次表の中列の設置基準により、原子力災害警戒体制、原子力災害警戒本部体制、災害対策本部体制をとり、右列の配備体制をとる。

体制	設置基準	配備体制
原子力災害警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生が通報があったとき</li> <li>原子力事業所において警戒事態に該当する事象（該当する自然災害を含む）<sup>*1</sup>が発生した旨の通報があったとき</li> </ul>	危機管理部 必要な要員数 広報課 1名 情報システム課 1名 環境管理課 2名 医療整備課 2名 保健医療課 2名 薬務水道課 2名
	※1：警戒事態に該当する事象 その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事象 <ul style="list-style-type: none"> <li>福井県敦賀市又は美浜町における震度6弱以上の地震</li> <li>福井県における大津波警報の発表</li> <li>原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないとき</li> <li>使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下したとき</li> </ul> 等	

(2) 略

(3) 原子力災害警戒体制

略

ア 災害情報集約センターの設置

災害情報集約センターを構成する所属及び要員数は、下表のとおりとする。

原子力災害警戒体制	危機管理部 危機管理政策課、 防災課、消防課 (必要な要員数)	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害（事故）状況、対策措置等の情報収集・集約、県幹部への報告</li> <li>国、近県、市町村、防災関係機関、原子力防災対策専門委員（アドバイザー）との連絡調整</li> <li>災害情報集約センターの統括</li> </ul>
	広報課 1名	・広報活動に関する事
	情報システム課 1名	・ホームページによる情報提供に関する事
	環境管理課 2名	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境放射線モニタリングに関する事</li> <li>緊急時モニタリングの準備に関する事</li> </ul>
	医療整備課 2名	・医療機関及び関係団体との情報収集・伝達・連携に関する事
	保健医療課 2名	・健康相談の問い合わせに関する事
薬務水道課 2名	・安定ヨウ素剤及び水道水モニタリングに係る情報収集、伝達、連携に関する事	

イ 略

(4) 原子力災害警戒本部体制

略

ア 略

イ 緊急対策チームの事務分掌等

原子力災害警戒本部に設置される緊急対策チームの事務分掌、構成班については、下表のとおりとする。（太字）は主管班）

第2節 活動体制の確立

略

1 県の活動体制

(1) 各体制の設置基準、配備体制

県は、次表の中列の設置基準により、原子力災害警戒体制、原子力災害警戒本部体制、災害対策本部体制をとり、右列の配備体制をとる。

体制	設置基準	配備体制
原子力災害警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生が通報があったとき</li> <li>原子力事業所において警戒事態に該当する事象（該当する自然災害を含む）<sup>*1</sup>が発生した旨の通報があったとき</li> </ul>	危機管理部 必要な要員数 広報課 1名 情報企画課 1名 環境管理課 2名 医療整備課 2名 保健医療課 2名 薬務水道課 2名
	※1：警戒事態に該当する事象 その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事象 <ul style="list-style-type: none"> <li>福井県敦賀市又は美浜町における震度6弱以上の地震</li> <li>福井県における大津波警報の発表</li> <li>原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないとき</li> <li>使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下したとき</li> </ul> 等	

(2) 略

(3) 原子力災害警戒体制

略

ア 災害情報集約センターの設置

災害情報集約センターを構成する所属及び要員数は、下表のとおりとする。

原子力災害警戒体制	危機管理部 危機管理政策課、 防災課、消防課 (必要な要員数)	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害（事故）状況、対策措置等の情報収集・集約、県幹部への報告</li> <li>国、近県、市町村、防災関係機関、原子力防災対策専門委員（アドバイザー）との連絡調整</li> <li>災害情報集約センターの統括</li> </ul>
	広報課 1名	・広報活動に関する事
	情報企画課 1名	・ホームページによる情報提供に関する事
	環境管理課 2名	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境放射線モニタリングに関する事</li> <li>緊急時モニタリングの準備に関する事</li> </ul>
	医療整備課 2名	・医療機関及び関係団体との情報収集・伝達・連携に関する事
	保健医療課 2名	・健康相談の問い合わせに関する事
薬務水道課 2名	・安定ヨウ素剤及び水道水モニタリングに係る情報収集、伝達、連携に関する事	

イ 略

(4) 原子力災害警戒本部体制

略

ア 略

イ 緊急対策チームの事務分掌等

原子力災害警戒本部に設置される緊急対策チームの事務分掌、構成班については、下表のとおりとする。（太字）は主管班）

・県の組織改正による修正

・県の組織改正による修正

緊急対策チーム名	リーダー、副リーダー	事務分掌	構成班
①指揮総括チーム	リーダー 危機管理部長 副リーダー 原子力防災室長	原子力災害警戒本部の総括・調整に関すること ・本部の運営に関すること ・緊急対策チーム全体の総括・調整に関すること ・各部・班の業務の総括・調整に関すること ・各支援部隊の要請（その準備段階の連絡調整を含む）に関すること ・他の都道府県等への応援要請(その準備段階の連絡調整を含む)に関すること ・通信に関する総合調整に関すること ・ <u>市町村からの応急対策要請に関すること</u>	<b>危機管理部各班</b> 警備総括班
②災害情報集約チーム	リーダー 危機管理部長 副リーダー 危機管理政策課長	災害情報の収集・集約・公表に関すること ・災害（事故）状況、対策措置等の情報収集・集約に関すること ・オフサイトセンターへの職員派遣及び派遣職員からの情報収集・集約に関すること ・上記のとりまとめと記者公表及び関係機関への情報提供に関すること ・ホームページによる情報提供に関すること ・知事の記者会見に関すること ・報道機関への緊急報道要請に関すること	<b>危機管理部各班</b> 広報班 <u>デジタル戦略推進班</u> <u>情報システム班</u> 警備総括班

ウ 略

(5) 災害対策本部体制

ア 略

イ 緊急対策チームの事務分掌等

災害対策本部に設置される緊急対策チームの事務分掌、構成班については、下表のとおりとする。(太字)は主管班)

緊急対策チーム名	リーダー、副リーダー	事務分掌	構成班
①指揮総括チーム	リーダー 危機管理部長 副リーダー 原子力防災室長	災害対策本部の総括・調整に関すること ・本部の運営に関すること ・緊急対策チーム全体の総括・調整に関すること ・各部・班の業務の総括・調整に関すること ・各支援部隊の要請に関すること ・他の都道府県等への応援要請に関すること ・通信に関する総合調整に関すること ・ <u>市町村からの応急対策要請に関すること</u>	<b>危機管理部各班</b> 警備総括班
③災害情報集約チーム	リーダー 危機管理部長 副リーダー 危機管理政策課長	災害情報の収集・集約・公表に関すること ・災害（事故）状況、対策措置等の情報収集・集約に関すること ・オフサイトセンターへの職員派遣及び派遣職員からの情報収集・集約に関すること ・上記のとりまとめと記者公表及び関係機関への情報提供に関すること ・ホームページによる情報提供に関すること ・知事の記者会見に関すること ・報道機関への緊急報道要請に関すること	<b>危機管理部各班</b> 広報班 <u>デジタル戦略推進班</u> <u>情報システム班</u> 警備総括班

緊急対策チーム名	リーダー、副リーダー	事務分掌	構成班
①指揮総括チーム	リーダー 危機管理部長 副リーダー 原子力防災室長	原子力災害警戒本部の総括・調整に関すること ・本部の運営に関すること ・緊急対策チーム全体の総括・調整に関すること ・各部・班の業務の総括・調整に関すること ・各支援部隊の要請（その準備段階の連絡調整を含む）に関すること ・他の都道府県等への応援要請(その準備段階の連絡調整を含む)に関すること ・通信に関する総合調整に関すること ・ <u>(追加)</u>	<b>危機管理部各班</b> 警備総括班
②災害情報集約チーム	リーダー 危機管理部長 副リーダー 危機管理政策課長	災害情報の収集・集約・公表に関すること ・災害（事故）状況、対策措置等の情報収集・集約に関すること ・オフサイトセンターへの職員派遣及び派遣職員からの情報収集・集約に関すること ・上記のとりまとめと記者公表及び関係機関への情報提供に関すること ・ホームページによる情報提供に関すること ・知事の記者会見に関すること ・報道機関への緊急報道要請に関すること	<b>危機管理部各班</b> 広報班 <u>情報企画班</u> 警備総括班

ウ 略

(5) 災害対策本部体制

ア 略

イ 緊急対策チームの事務分掌等

災害対策本部に設置される緊急対策チームの事務分掌、構成班については、下表のとおりとする。(太字)は主管班)

緊急対策チーム名	リーダー、副リーダー	事務分掌	構成班
①指揮総括チーム	リーダー 危機管理部長 副リーダー 原子力防災室長	災害対策本部の総括・調整に関すること ・本部の運営に関すること ・緊急対策チーム全体の総括・調整に関すること ・各部・班の業務の総括・調整に関すること ・各支援部隊の要請に関すること ・他の都道府県等への応援要請に関すること ・通信に関する総合調整に関すること ・ <u>(追加)</u>	<b>危機管理部各班</b> 警備総括班
③災害情報集約チーム	リーダー 危機管理部長 副リーダー 危機管理政策課長	災害情報の収集・集約・公表に関すること ・災害（事故）状況、対策措置等の情報収集・集約に関すること ・オフサイトセンターへの職員派遣及び派遣職員からの情報収集・集約に関すること ・上記のとりまとめと記者公表及び関係機関への情報提供に関すること ・ホームページによる情報提供に関すること ・知事の記者会見に関すること ・報道機関への緊急報道要請に関すること	<b>危機管理部各班</b> 広報班 <u>情報企画班</u> 警備総括班

・県の組織改正による修正及び事務分掌の追加

・県の組織改正による修正及び事務分掌の追加

<p>⑥ 避難所支援チーム</p>	<p>リーダー 危機管理部長 副リーダー 防災課地域防災支援監</p>	<p>避難所等における被災者のニーズ把握、避難所運営支援及び授業再開に関すること ・避難所運営の支援に関すること ・授業再開対策に関すること</p>	<p><b>防災班</b> 廃棄物対策班 私学振興・青少年班 健康福祉政策班 教育財務班 学校安全班 学校支援班 特別支援教育班 <u>男女共同参画・女性の活躍推進班</u></p>		<p>⑥ 避難所支援チーム</p>	<p>リーダー 危機管理部長 副リーダー 防災課地域防災支援監</p>	<p>避難所等における被災者のニーズ把握、避難所運営支援及び授業再開に関すること ・避難所運営の支援に関すること ・授業再開対策に関すること</p>	<p><b>防災班</b> 廃棄物対策班 私学振興・青少年班 健康福祉政策班 教育財務班 学校安全班 学校支援班 特別支援教育班 <u>(追加)</u></p>	<p>・県の組織改正による修正及び事務分掌の追加</p>
<p>⑫ 交通対策チーム</p>	<p>リーダー 県土整備部長 副リーダー 県土整備部土木技監</p>	<p>交通状況の総括及び調整に関すること ・県内の交通障害の把握に関すること ・交通規制情報の把握に関すること ・公共交通機関の被害の把握に関すること ・交通状況の公表に関すること <u>(削除)</u></p>	<p><b>建設政策班</b> 道路建設班 道路維持班 河川班 砂防班 農地整備班 森林整備班 公共交通班 交通総括班</p>		<p>⑫ 交通対策チーム</p>	<p>リーダー 県土整備部長 副リーダー 県土整備部土木技監</p>	<p>交通状況の総括及び調整に関すること ・県内の交通障害の把握に関すること ・交通規制情報の把握に関すること ・公共交通機関の被害の把握に関すること ・交通状況の公表に関すること <u>・技術職員(医学職以外)の派遣に関すること</u></p>	<p><b>建設政策班</b> 道路建設班 道路維持班 河川班 砂防班 農地整備班 森林整備班 公共交通班 交通総括班</p>	
<p>⑬ 被災者支援チーム</p>	<p>リーダー 危機管理部長 副リーダー <u>防災課管理調整監</u></p>	<p>被災者の支援に関する総括及び調整に関すること ・災害救助法に関すること ・<u>応急仮設住宅</u>に関すること ・義援金に関すること ・被災者生活支援に関すること</p>	<p><b>防災班</b> 健康福祉部各班 住宅班 出納管理班</p>		<p>⑬ 被災者支援チーム</p>	<p>リーダー 危機管理部長 副リーダー <u>危機管理課管理調整監</u></p>	<p>被災者の支援に関する総括及び調整に関すること ・災害救助法に関すること ・<u>仮住宅建設</u>に関すること ・義援金に関すること ・被災者生活支援に関すること</p>	<p><b>防災班</b> 健康福祉部各班 住宅班 出納管理班</p>	
<p>ウ 略 2から6まで 略</p>									
<p>第3節から第4節まで 略</p>									
<p>第5節 屋内退避、避難等の防護活動 略</p>									
<p>1 屋内退避・避難の対応方針</p>									
<p>(1) 初動時における予防的対応(屋内退避)</p>									
<p>アからイまで 略</p>									
<p>ウ 原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合 原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合は、国がUPZ外に拡張される屋内退避エリアの範囲を予防的に同心円を基礎として判断し、その判断を踏まえ国の原子力災害対策本部又は地方公共団体が緊急時における実効性を考慮して行政区域単位で屋内退避を実施するよう住民等に指示するとされている。 県は、国から当該指示を受けた場合、該当市町村に対して、屋内退避を指示する。</p>					<p>ウ 原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合 原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合は、国がUPZ外に拡張される屋内退避エリアの範囲を予防的に同心円を基礎として判断し、その判断を踏まえ国の原子力災害対策本部又は地方公共団体が緊急時における実効性を考慮して行政区域単位で屋内退避を実施するよう住民等に指示するとされている。 県は、国から当該指示を受けた場合、該当市町村に対して、屋内退避を指示する。</p>				

なお、当該指示がない場合であっても、県内のモニタリングにおいて毎時20μSv以上の空間放射線量を検出するなど県が必要と認める場合は、該当市町村に対して、屋内退避を指示する。

【県の初動時の予防的対応】

	UPZ	県のシミュレーションで以下の線量となる可能性が示された地域（旧市町村単位）		
		甲状腺等価線量 50mSv/週の地域 （ヨウ素吸入）	実効線量 100mSv/年の地域 （セシウム沈着）	実効線量 20mSv/年の地域 （セシウム沈着）
施設敷地緊急事態（原災法第10条）	屋内退避準備	今後の情報について住民等へ注意喚起事故の進展に伴う屋内退避等の実施に備え、職員参集などの準備		
全面緊急事態（原災法第15条）	屋内退避指示 ◎避難準備開始	◎県災害対策本部が必要と認める地域について屋内退避指示等		
<u>モニタリングにおいて毎時20μSv以上の空間放射線量検出</u>	屋内退避継続 （特にモニタリング強化）	◎屋内退避指示等 （特にモニタリング強化）	◎県災害対策本部が必要と認める地域について屋内退避指示等	◎県災害対策本部が必要と認める地域について屋内退避指示等

(2) 略

2 略

3 避難所

(1) から (2) まで 略

(3) 安定ヨウ素剤の服用に係る説明及び準備

県は、被災市町村と連携し、指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の\_\_\_服用の効果、服用対象者、禁止事項等について避難者へ説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行う。

第6節 略

第7節

1 略

2 安定ヨウ素剤の服用指示等

(1) 略

(2) 安定ヨウ素剤の配布、服用指示

県は、国の原子力災害対策本部から、安定ヨウ素剤の配布、服用の指示が出された場合には、医療従事者の立会いのもと、住民に対し、安定ヨウ素剤を配布し、その服用を指示\*する。

\*安定ヨウ素剤の\_\_\_服用の対象年齢、事前配布の要否、医療従事者立会いの考え方等については、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」（原子力規制庁 平成28年9月30日修正）に基づくものとする。

\*今後、国が、安定ヨウ素剤投与の判断基準、具体的な配布手順等を指針等に明示した段階で所要の見直しを行う

3 略

第8節及び第9節 略

なお、当該指示がない場合であっても、県内において放射性ヨウ素を検出するなど県が必要と認める場合は、該当市町村に対して、屋内退避を指示する。

【県の初動時の予防的対応】

	UPZ	県のシミュレーションで以下の線量となる可能性が示された地域（旧市町村単位）		
		甲状腺等価線量 50mSv/週の地域 （ヨウ素吸入）	実効線量 100mSv/年の地域 （セシウム沈着）	実効線量 20mSv/年の地域 （セシウム沈着）
施設敷地緊急事態（原災法第10条）	屋内退避準備	今後の情報について住民等へ注意喚起事故の進展に伴う屋内退避等の実施に備え、職員参集などの準備		
全面緊急事態（原災法第15条）	屋内退避指示 ◎避難準備開始	◎県災害対策本部が必要と認める地域について屋内退避指示等		
<u>ヨウ素サンプラーでの放射性ヨウ素検出</u>	屋内退避継続 （特にモニタリング強化）	◎屋内退避指示等 （特にモニタリング強化）	◎県災害対策本部が必要と認める地域について屋内退避指示等	◎県災害対策本部が必要と認める地域について屋内退避指示等

(2) 略

2 略

3 避難所

(1) から (2) まで 略

(3) 安定ヨウ素剤の服用に係る説明及び準備

県は、被災市町村と連携し、指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁止事項等について避難者へ説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行う。

第6節 略

第7節

1 略

2 安定ヨウ素剤の服用指示等

(1) 略

(2) 安定ヨウ素剤の配布、服用指示

県は、国の原子力災害対策本部から、安定ヨウ素剤の配布、服用の指示が出された場合には、医療従事者の立会いのもと、住民に対し、安定ヨウ素剤を配布し、その服用を指示\*する。

\*安定ヨウ素剤の予防服用の対象年齢、事前配布の要否、医療従事者立会いの考え方等については、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」（原子力規制庁 平成28年9月30日修正）に基づくものとする。

\*今後、国が、安定ヨウ素剤投与の判断基準、具体的な配布手順等を指針等に明示した段階で所要の見直しを行う。

3 略

第8節及び第9節 略

・サンプルチェンジャー付ヨウ素サンプラ導入による測定場所の減少に伴う、県内の空間放射線量管理方法の適正化

・国の原子力災害対策指針の表現に合わせた修正

・国の原子力災害対策指針の表現に合わせた修正



新	旧	修正理由
<p>第10節 県民等への的確な情報提供活動</p> <p>1 県民等への情報提供活動</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>(3) 広報内容及び要配慮者への配慮</p> <p>県、市町村は、県民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（事故の状況、緊急時モニタリング結果等）、農林畜水産物の放射性核種濃度測定の結果、及び出荷制限等の状況、避難情報、緊急時における留意事項、安否情報、医療機関などの情報、国、県、市町村等が講じている対策に関する情報、交通規制など住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。</p> <p>その際、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等と連携し、要配慮者に配慮した情報提供を行う。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>第11節から第14節まで 略</p> <p>第4章及び第5章 略</p>	<p>第10節 県民等への的確な情報提供活動</p> <p>1 県民等への情報提供活動</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>(3) 広報内容及び要配慮者への配慮</p> <p>県、市町村は、県民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（事故の状況、緊急時モニタリング結果等）、農林畜水産物の放射性核種濃度測定の結果、及び出荷制限等の状況、避難情報、緊急時における留意事項、安否情報、医療機関などの情報、国、県、市町村等が講じている対策に関する情報、交通規制など住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。</p> <p>その際、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等と連携し、要配慮者に配慮した情報提供を行う。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>第11節から第14節まで 略</p> <p>第4章及び第5章 略</p>	<p>・国の防災基本計画の改正に合わせた修正</p>